

(法第 28 条第 1 項関係様式例)

令和 3 年度事業報告書

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(NPO 法人ちぼりーの)

1 事業の成果

(1) 障害児通所支援事業

今年度は5月より保育所等訪問を再開し、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の多機能型事業、地域生活支援事業として日中一時支援を行った。保育所等訪問支援事業は、保育所等に経験ある保育士が訪問し、環境、関わり方の支援を行うものであるが、コロナ禍もあり支援の依頼はなかった。現利用者の支援としては送迎時や電話等で子どもの特性について環境設定についての情報を共有した。

今年度は、コロナウイルス感染症が身近になった年でもあり、事業所を2日間閉鎖し職員のPCR検査を行った。本人、職員が接触した子どもの保護者に連絡し状況を説明し検査を勧めた。このような緊迫した事態が2度発生したが幸いにして感染者が広がることはなかった。

補助金、企業団体助成金については、県より衛生品の補助、森村豊明財団より軽自動車をいただいた。さらに地域の方の協力を得ることで公民館の使用を許可していた。多くの方の力を借りた一年であった。

職員のコミュニケーション、学習の場をどのように保障するのか試行錯誤し話し合い、研修についてはオンラインで参加した。職員会議もZoomで行ったが、意見の出しにくさが課題として残っている。全体での学習会が困難な為、日々のミーティングを充実させようと、プチ事例検討を行い共通した支援を行うよう話し合いを行った。また、支援会議には、パート職員も参加して、個別支援計画の内容を周知した。子どもとの距離が近くなる職種ゆえ職員のストレスは計り知れないが、この一年を乗り越えられたことは財産となっている。基本の「密を避ける、手洗いがいい、マスク着用」を日々行い、車の消費も欠かさずことなく行った。

① 児童発達支援

親子療育を基本とし子どもの変化をその場面で伝えることで、大人の声掛けのタイミングや、子どもの意思を保護者と確認し「待つ」ことの大切さを共有した。さらに特性や年齢に応じた曜日編成を行うことで、お友達の刺激を受け成長する姿が見られ、療育での変化が徐々に家庭や保育園等でも見られるようになっていくことを保護者、担任の先生方との連携で確認することが出来ている。保護者懇談会は1度実施し、先輩保護者より学校選びで迷ったこと等保護者目線での話し合いができ、その後早速学校見学を実施された保護者もおられた。

② 放課後等デイサービス

前年度提示していた「デイサービスからの卒業」について1年間をかけて取り組みを行った。下級生へ活動の伝承を行うことで、下級生が見通しを持ち来所する目的が

明確になった。

個別活動を行い、子どもの動向、言葉に耳を傾け具体的な言葉で日々の記録を行い職員間で共有した。

また、子どもの「自分はどうしたい」という発信を受け入れることで、大人が求める行動ではなく、「自分が今したいこと」を伝えられるようになってきている。意思を伝え受け入れられる事で、他者の話を受け入れる力がついてきている。

また、土曜日を中心に縦のつながりを作りたいと、地域の中学校に通う卒業生に往復はがきを出し、環境整備に参加していただいた。卒業生の保護者に伺うと楽しみにしているとのこと。支援から離れた子どもが社会から孤立しないためにもこのような活動は今後も継続していきたいと考える。中学生にとつての安全基地(困ったときに相談できるところの一つ)でもあり、現在の利用者の見通しにもなっている。

③ 保育所等訪問支援

依頼はなく実施件数はなかった。しかし、保育所等への送迎時や電話等で先生方と子どもの状況を共有し、関わり方、声掛けの方法について提案をしている。

(2) 地域生活支援事業

放課後等デイサービスを利用していている方で支給日数を越えての事業所利用、放課後等デイサービス終了後保護者の迎えまでの見守りを事業として行なった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事 者の 人数	受益対象 者の 範囲及 び 人数	支出額 (千円)
① 児童福祉 法に基づく 障害児 通所支援 事業	児童発達支援の親子 療育、放課後等デイサ ービスを行い発達に 応じた療育を行う	通年	法人施設 荒尾市野 原字西原 八八番地	スタッ フ4 名 パート 8名	荒尾市と その近郊 の47名	31243千円
② 地域生活 支援事業 日中一時 支援事業	障がい児の一時預か りを行う	通年	法人施設 荒尾市野 原字西原 八八番地	スタッ フ1 名 パート 8 名 内 日 々 は 1 名	荒尾市と その近郊 の5名	293千円